



しがCO2
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和7年度に向けた

琵琶湖の保全および再生についての 提案・要望書



賤ヶ岳より北湖を望む



適切に整備された人工林



カワウの群れ

令和6年11月
滋賀県

令和7年度に向けた琵琶湖の保全および再生についての提案・要望

平素は、琵琶湖の保全および再生の推進に格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、琵琶湖を健全で恵み豊かな国民的資産として未来に引き継ぐため、琵琶湖保全再生法に基づき、平成29年3月に第1期琵琶湖保全再生計画を策定し、「守る」「活かす」「支える」の3つを重点事項に据え、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環を創出することで、琵琶湖と人とのより良い共生関係の実現を目指してまいりました。

近年、琵琶湖の水質は改善傾向にあるものの、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来動植物の侵入・定着といった生態系に関する課題が顕著になってきています。また、気候変動の影響による全層循環の未完了は、琵琶湖が私たちの暮らしを映す「鏡」であるだけでなく、地球規模の環境変化を見通す「窓」でもあることを示しています。

このような状況の中、本県では、「びわ湖の日」40周年となる令和3年7月1日に琵琶湖版のSDGsである「マザーレイクゴールズ（MLGs）」を策定し、3年余りが経過しました。琵琶湖を切り口とした13のゴールの達成に向け、NPO、企業、学校など、様々な主体による自発的な取組が各地で広がっています。また、昨年11月にハンガリーで開催された世界湖沼会議では、成果物である「バラトン宣言」に「持続可能な湖沼管理の特筆すべき例」としてMLGsが盛り込まれるなど、国外からも高い評価を得ているところです。こうしたMLGsの取組・発信は、SDGsの目標達成にも貢献するものです。

本書においては、法律および計画に基づく施策の強力な推進、財政支援に関する提案・要望を取りまとめています。令和3年3月に策定した「第2期琵琶湖保全再生計画」と「MLGs」の両輪により、琵琶湖の保全再生と持続可能な社会に向けた取組を一層進めてまいりますので、琵琶湖の実情を御賢察の上、御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年11月

滋賀県知事

三 明 大 造

令和7年度に向けた琵琶湖の保全および再生についての提案・要望

提案・要望 1	琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1
提案・要望 2	琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置・・・・・・・・・・・・・・・・	3
提案・要望 3	「世界湖沼デー」の制定・・・・・・・・・・・・・・・・	5
提案・要望 4	下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組・・・・・・・・	7
提案・要望 5	琵琶湖の保全・再生とCO2ネットゼロに向けた森林づくりの推進・・・・	9
提案・要望 6	林業成長産業化推進への支援強化・・・・・・・・・・・・・・・・	11
提案・要望 7	自然再生事業等に対する財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・	13
提案・要望 8	侵略的外来水生植物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	15
提案・要望 9	野生鳥獣対策への支援の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・	17



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- 琵琶湖保全再生法に基づく関係省庁との連携・御支援のもと、琵琶湖の保全および再生を推進し、国民的資産である「琵琶湖」を次世代に引き継いでいく

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1)「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 国の基本方針や第2期琵琶湖保全再生計画に位置付けられた各施策の推進
- 法第4条に基づく事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置および琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2)「第2期琵琶湖保全再生計画」の改定に向けた連携の強化

- 第2期琵琶湖保全再生計画の改定に向けた連携の強化

2. 提案・要望の理由

(1)「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 琵琶湖は、近畿1,450万人の水源地として、国民の1割以上が恩恵を受ける国民的資産であり、琵琶湖の保全および再生は我が国における湖沼の保全および再生の先駆けとなり得る取組。
- 法制定後、「琵琶湖保全再生等推進費」など国の支援もいただいているが、水草対策をはじめ、第2期琵琶湖保全再生計画で位置付けられた気候変動の問題や、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみの問題など新たな課題に対する事業の円滑な実施のために、更なる財政的支援が必要。

(2)「第2期琵琶湖保全再生計画」の改定に向けた連携の強化

- 令和7年度には、法制定から10年となり、第2期琵琶湖保全再生計画も終期を迎えることから、琵琶湖保全再生推進協議会を本県で開催し、琵琶湖が抱える課題を関係者で共有するとともに、現計画のフォローアップを実施した上で、今後取組、連携を強化して琵琶湖の保全再生を推進していくことが必要。



<第8回 琵琶湖保全再生推進協議会幹事会 現地視察>

(本県の取組状況と課題)

(1)「第2期琵琶湖保全再生計画」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

(政策提案・要望) 法第4条に基づき、必要な財政上の措置を求める施策

- ・下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組(財務省、国土交通省)
- ・琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた森林づくりの推進(総務省、財務省、農林水産省)
- ・林業成長産業化推進への支援強化(農林水産省)
- ・自然再生事業等に対する財政上の措置(環境省)
- ・侵略的外来水生植物対策(環境省)
- ・野生鳥獣対策への支援の充実等(農林水産省、環境省)

「第2期琵琶湖保全再生計画」の重点事項

琵琶湖と人との共生

共 感

共 存

共 有

琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環をさらに推進

琵琶湖を『守る』取組

水質汚濁の防止対策(第10条)

水源林整備保全、鳥獣害対策(第11条、第14条)

生態系・生物多様性保全、外来生物対策
(第12条、第13条)

水草対策、プラスチックごみ対策(第15条)

水産資源の回復(第16条)

琵琶湖を『活かす』取組

山村の再生、しがの林業成長産業化(第17条)

環境こだわり農業のブランド力向上(第17条)

環境関連産業の推進(第17条)

琵琶湖漁業の持続的発展(第16条)

体験・体感による琵琶湖とのふれあい推進
(第18条)

琵琶湖を『支える』取組

調査研究(第9条)
(気候変動の知見収集含む)

琵琶湖の発信、環境教育・学習(第21条)

多様な主体による協働(第22条)

(2)「琵琶湖保全再生推進協議会」の開催経過等

- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行(H27.9.28)
- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(H28.4.21)
- ◇第1回琵琶湖保全再生推進協議会(H28.11.15)<現地開催>
- ◇第1期琵琶湖保全再生計画の策定(H29.3.30)
- ◇第1～4回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会(H29.7～R2.7)<現地開催等>
- ◇第2回琵琶湖保全再生推進協議会(R2.9.8)<書面開催>
- ⇒法律の改正および基本方針の改定は要しない一方、滋賀県が定める法定計画については、新たな課題等への対応のため改定の必要があるとの結論に至った。
- ◇第2期琵琶湖保全再生計画の策定(R3.3.29)
- ◇第5回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会(R3.9.7)<WEB開催>
- ◇第6、7回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会(R4.9、R5.9)<現地開催>
- ◇第8回琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会(R6.9.10)<現地開催>

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3466



琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置

➤ 国民的資産である「琵琶湖」を健全な姿で次世代へ引き継ぐ。

【提案・要望先】総務省

1. 提案・要望内容

国民的資産である「琵琶湖」に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

- 琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要に対する地方交付税措置の継続、拡充

2. 提案・要望の理由

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、全国における湖沼の保全および再生の先駆けの事例として、琵琶湖の保全および再生を図ることが目的とされている
- 本県では、大量繁殖する水草対策や水質監視・水質調査とともに、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除対策や水産資源の確保・増殖対策など、琵琶湖の保全に関する経費として、国庫支出金等を除く県負担額で76億円程度を要しているところ

- また、最近では琵琶湖の北湖における全層循環※の未完了など、気候変動の影響と考えられる異変が観測される事態となっている

※全層循環：冬の水温低下と季節風の影響により、湖水の鉛直方向の混合が進み、表層から底層までの水温や溶存酸素濃度等の水質が一樣になる現象。湖底へ酸素が供給されるこの現象は底生生物にとっても重要であり、琵琶湖の深呼吸とも呼ばれる。

- こうした課題等への対応については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築のほか、財政支援制度の創設・拡充について要望・提案してきたところであり、今後も支援の拡大に向けた取組を強力的に推進するもの

- 「琵琶湖」を抱える本県の実情をご理解いただき、長期的な視野に立って、琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要について、地方交付税の算定方法の見直し（拡充）に関する協議の継続をお願いするとともに、当面の対応として、琵琶湖特有の諸課題に係る特段の財政需要に関しては、特別交付税による配慮を引き続きお願いする

(本県の取組状況と課題)

(1) 琵琶湖に関連する経費

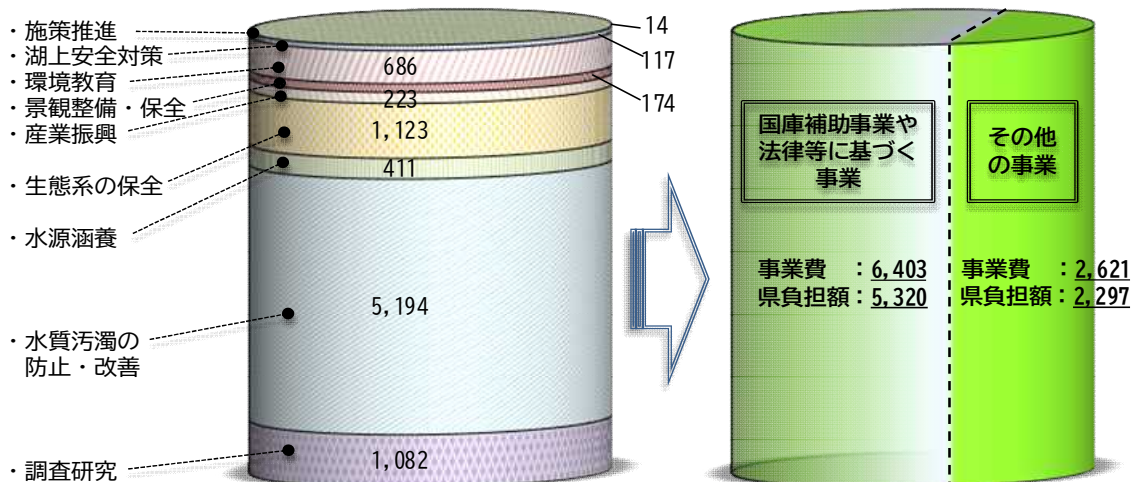
Mother
Lake

◆琵琶湖に関する経費→ 年間 **90億円程度**
(国庫等を除く県負担額 **76億円程度**)

令和6年度琵琶湖に関連する経費(事業費ベース)

(単位：百万円)

事業費：9,024百万円 (県負担額：7,617百万円)



(2) 地方交付税措置の継続・拡充

本県として、琵琶湖保全再生法等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築や財政支援制度の創設・拡充に係る要望・提案等を継続するとともに、閉鎖性水域である湖沼は、特段の水質保全対策が必要であるため、水質汚濁防止や生物多様性の保全・水産資源保護といった琵琶湖特有の諸課題や環境保全に係る特定の経費については、一定配慮いただいているが、今後も地方交付税措置の継続、拡充を検討願いたい。

- 大量繁茂する水草対策や侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の防除対策など、琵琶湖の特有の財政需要
- 水質汚濁防止対策や水産資源の保護・回復に係る事業、琵琶湖の状況調査など、琵琶湖の保全に関する経費 等

〔大量繁茂したオオバナミズキンバイの除去作業〕



〔大量繁茂した水草の除去作業〕



担当：総務部 財政課 財政企画係 TEL 077-528-3182

「世界湖沼デー」の制定

- 国連の記念日（国際デー）として「世界湖沼デー」の制定に向けた取組を推進し、世界の水議論における湖沼問題の主流化およびSDGsの達成に寄与する。

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

「世界湖沼デー」の制定に向けた取組の推進

- 2024年の国連総会における「世界湖沼デー」の提案と決議の実現に向けた主体的な取組の推進

2. 提案・要望の理由

- 地球上の全ての経済活動や社会活動は、質の高い淡水とその供給に依存しており、安定した水を供給できる湖沼の果たす役割は大きい。
- 一方で、気候変動等の影響から世界各地における水問題が深刻化。
- 本県で脈々と受け継がれてきた琵琶湖を大切にする暮らしは、持続可能な社会の実現に向けたローカルSDGsモデルであり、このことを踏まえ、これまでから本県では湖沼問題を世界の水議論の主要課題として位置づけるため、世界湖沼会議等の国際会議に積極的に参加し、湖沼の重要性を世界に発信するなど主導的な役割を担ってきたところ。
- 2023年3月には国連において、世界的に深刻化している水問題を解決するため、46年ぶりに「国連水会議2023」が開催され、この会議において、気候変動による水質や生態系の悪化に対応するため、全ての国や関係者が連携して対応すべきとし、そのために「世界湖沼デー」などシンボリックな日を制定し、湖沼の世界的な関心を惹きつける必要性が示されたところ。
- 持続可能な湖沼流域管理に向けて、世界の人々の意識を啓発し、行動に繋げていく観点から、「世界湖沼デー」の制定は大変有意義であり、その実現のために、国内外で機運を醸成し、様々な国や地域と連携・協力していく必要があると思料。
- 国においては、第10回世界水フォーラム（2024年5月）の閣僚宣言を踏まえ、国連プロセスでの「世界湖沼デー」制定に向けた議論とともに、その決議の実現に向けて、関係省庁が国連機関や関係国などと国際的な連携・協働を図られるよう要望する。



琵琶湖保全再生法（平成27年公布）において国民的資産と位置付けられた琵琶湖

(本県等の取組状況と課題)

(1) これまでの取組状況

- 1980 年 7 月 「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行（7 月 1 日）
1981 年 7 月 「びわ湖の日(7 月 1 日)」を制定(※1)
1984 年 8 月 第 1 回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(※2)(8 月 27 日、主催:滋賀県等)
1986 年 2 月 国際湖沼委員会(ILEC)設立(草津市)
1993 年 6 月 琵琶湖がラムサール条約湿地に登録
1995 年 4 月 UNEP 国際環境技術センター開設(草津市)
2001 年 11 月 第 9 回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催
2003 年 3 月 第 3 回世界水フォーラム(琵琶湖淀川流域)開催
2015 年 9 月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行



第 1 回世界湖沼会議 開会
(1984 年 8 月 27 日)

- (※1) 県民及び事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境保全に関する活動への参加意欲を高めるための日（1996 年 3 月に滋賀県環境基本条例に位置付け）。
(※2) 以後、現在に至るまで全ての世界湖沼会議に参加。

(2) 「世界湖沼デー」の制定に向けた国際会議の動向

- 2022 年 3 月 国連環境会議（UNEA5.2）
2023 年 3 月 国連水会議 2023（UN 2023 Water Conference）
11 月 第 19 回世界湖沼会議（ハンガリー・バラトンフュレド）
➡「バラトン宣言」に『「世界湖沼デー」の制定に向け推進を図ること』が盛り込まれた
2024 年 5 月 第 10 回世界水フォーラム（インドネシア・バリ）
➡「閣僚宣言」に『国連プロセスにおいて「世界湖沼デー」を提案する』ことが盛り込まれた
9 月 第 79 回国連総会 サイドイベント『「世界湖沼デー」に関する特別ハイレベルパネル』

(3) 「世界湖沼デー」の制定による効果

- 「湖沼」を世界の水を巡る議論の主要課題へ位置付けること（湖沼問題の主流化）に向け、世界の湖沼関係者間の意識の高揚や更なる連携に寄与。
- 「湖沼」とSDGsの関係が強化され、湖沼保全を通じた世界各地におけるSDGsの達成に貢献。
- 400 万年の歴史を有する世界有数の古代湖であり、日本最大の湖である琵琶湖を預かる滋賀県として、琵琶湖における環境保全活動の更なる機運の醸成および国際連携・協力の推進が一層加速。



第 19 回世界湖沼会議・開会式において江島副知事から「世界湖沼デー」制定に向けた賛同を呼び掛けた

下水道による水環境保全と脱炭素・循環型社会実現への取組

- 琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水質保全や大雨・地震などの災害に対する備えを進めるとともに、下水道資源の有効活用に取り組み、水環境の保全や脱炭素・循環型社会の実現に貢献する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 防災・減災、国土強靱化および雨天時浸入水対策に対する継続的な支援

- 5か年加速化対策後も重点的に国土強靱化を進めるための財政支援
- 雨天時浸入水対策に対する継続的支援

(2) 下水道施設の整備・更新等に対する財政支援

- 下水道施設の計画的な整備・改築更新に対する財政支援
- 汚水処理の広域化・共同化に対する財政支援

(3) 下水道資源の有効活用に対する財政支援および技術的支援

2. 提案・要望の理由

(1) 防災・減災、国土強靱化および雨天時浸入水対策に対する継続的な支援

- 能登半島地震の発生による今後の地震対策の切迫、気象災害の激甚化・頻発化の中、5か年加速化対策後も安定的に国土強靱化を進めるため、国土強靱化実施中期計画の早期策定による重点的かつ集中的な対策の推進と財政支援が必要
- 集中豪雨や老朽化等に起因する雨天時浸入水について、ガイドラインに基づく効果的な対策を推進するため、勉強会の開催等の継続的支援が必要

(2) 下水道施設の整備・更新等に対する財政支援

- 広域化・共同化等に伴う流入水量の増加や整備施設の老朽化により、処理施設の増設や改築更新に対する予算額の確保が必要
- 汚泥の集約処理や農業集落排水施設の下水道への接続等により効率化を進めているが、さらなる経営の安定化のため、広域化・共同化への財政支援が必要

(3) 下水道資源の有効活用に対する財政支援および技術的支援

- 脱炭素化やグリーン化に向けて、未利用となっている下水道資源を有効活用し、エネルギー利用や緑農地利用を促進するため、引き続き事業推進に対する財政支援および技術的支援が必要

琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた森林づくりの推進

- 本県の森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることにより、琵琶湖の水源涵養、淀川水系の流域治水、国土保全や地球温暖化防止を図る

【要望先】総務省、財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 琵琶湖の保全・再生や淀川水系流域治水に向けた健全な森林の育成、森林吸収源の確保、花粉発生源対策等のための森林整備に対する財政支援
- 植栽地の防護施設の維持管理も含めた野生鳥獣被害対策の充実や予算の確保

(2)治山事業に対する財政支援

- 近年、増加している集中豪雨や台風等による土砂流出や水源地域での濁水問題への対応のため、流域治水の推進に向けた治山事業に対する安定的な財政支援
- 自然災害発生予防等に対する県単独事業に充当する地方財政法に基づく地方債の制度延長

2. 提案・要望の理由

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 「しがCO₂ネットゼロ」に向け、森林資源の若返り等による森林吸収源対策の強化とともに、少花粉品種への植え替えや、生物多様性の保全のための奥地における間伐等など、多様で健全な森林の整備が必要。
- ニホンジカ等野生鳥獣被害の防護施設が適切に効果を発揮するためには、点検や修繕が不可欠であるが、こうした活動が大きな心理的・財政的負担となっていることから、再造林等の森林整備を推進するためには、被害対策の積極的な拡充が必要。

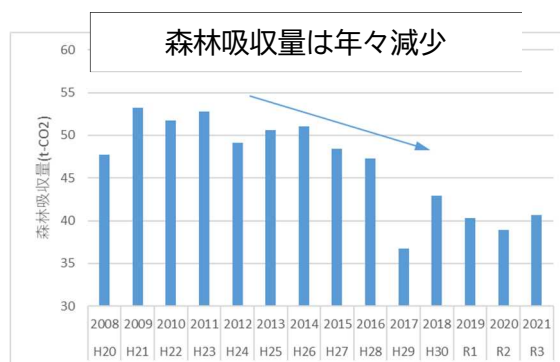
(2)治山事業に対する財政支援

- 気候変動の影響により大雨の発生頻度が増加し防災・減災、国土強靱化の観点から早期に災害復旧することが求められており、治山事業への安定的な財政支援が必要。また、水源地域の天然林等において、ニホンジカの食害等により下層植生が衰退し土砂流出等が発生しており、河川の濁水問題に影響していることから、流域治水・水質保全の観点での治山対策が必要。
- 国庫補助の要件を満たさない、治山施設の維持管理や災害発生の予防または拡大を防止する県単独事業が増加していることから、時限的措置である緊急浚渫推進事業債および緊急自然災害防止対策事業債について、制度の継続が必要。

（本県の取組状況と課題）

（1）森林整備事業に対する財政支援（取組状況）

○ 森林の現状



○ 多様な森林整備



再造林



環境林整備

○ 深刻な野生鳥獣被害



苗木の食害



剥皮被害

（2）治山事業に対する財政支援（取組状況）

○ 上流域における植生衰退と長期化する濁水



伊吹山における植生衰退と土砂流出



高時川における濁水



愛知川における濁水

○ 県単独事業での災害復旧および予防対策



土石流により異常堆積した土砂の浚渫を行った



補助治山事業の対象とならない災害について県単独事業で対応した

担当：琵琶湖環境部 森林保全課 TEL 077-528-3930

林業成長産業化推進への支援強化

- 琵琶湖の水源林の持つ多面的機能の持続的発揮のため、森林の適切な管理を図りながら、林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、CO₂ネットゼロ社会づくりに貢献するグリーン成長を実現する

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

- 林業事業体等による林業機械の導入や基盤整備等への支援に必要な予算の確保
- 林業従事者の確保・育成のため、緑の青年就業準備給付金の対象拡大（短期間の研修生への適用）
- 普及指導員資格試験の受験資格の年数緩和

(2) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

- 都市（まち）の木造化推進法にも明示された脱炭素社会の実現に資するため、公共および民間建築物の木造化・木質化の促進に必要な予算の確保
- 森林資源の循環利用につながる「木育」の取組に対する必要な支援

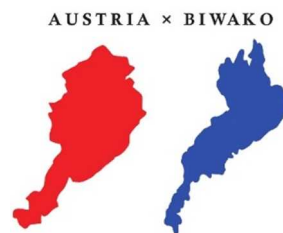
2. 提案・要望の理由

- 本県において、森林資源の循環利用を進め、適正な森林整備を促すことは、国民的資産である琵琶湖の水源林を健全に引き継ぐことにつながる。
 - 今後の県産材需要の拡大に対応するため、素材生産量を拡大させ、安定的なものとするためには、「新しい林業」のための高性能林業機械の導入や基盤整備により作業を効率化させることが不可欠。
 - 滋賀もりづくりアカデミーでは林業への転職希望者を対象に半年間の研修を行っている。研修生は研修期間中の収入がないため、就業までの生活支援等が必要。
 - 現行の普及指導員資格試験（林業一般）では、大卒者は卒業後4年、院卒者は卒業後2年経過しないと受験資格が得られないが、人材育成策としては普及指導員の経験を積むことが重要であり、若年層の普及指導員を任用できるよう年数緩和が必要。
- 本県では、森林の適正管理、農山村の活性化および林業・木材産業の成長産業化を柱とする「やまの健康」を推進している。
 - 昨年3月には「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が制定され、さらなる県産材の需要創出が必要。
 - 今後、需要拡大の余地が見込める、非住宅分野の木造化の促進と、あらゆる世代が木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森とのつながりを理解し、豊かな心を育む木育の取組への支援が重要。

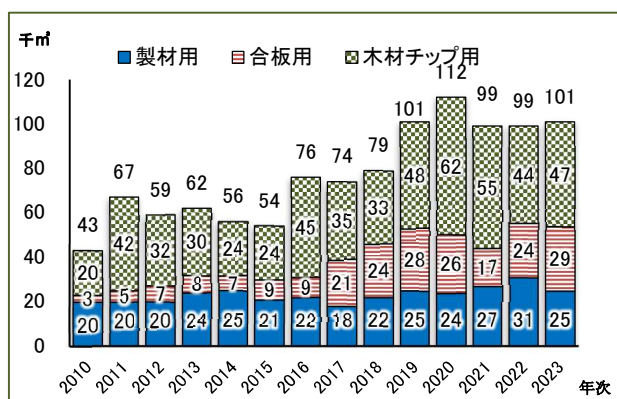
(本県の取組状況と課題)

(1) 素材生産量の増加傾向が鈍化しており、効率化に加え主伐・再造林の取組を強化する必要がある。

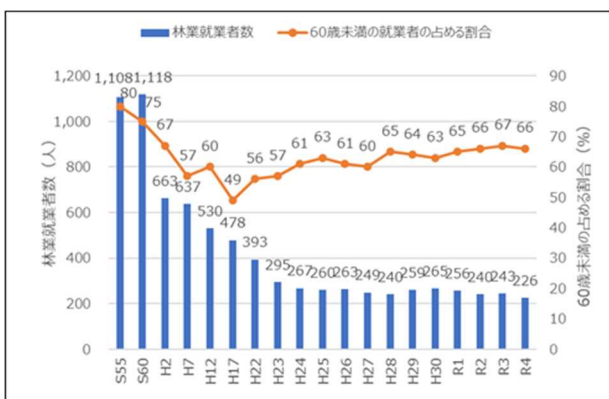
- ・ 本年6月の合併により、全国で有数の規模となった森林組合の組織・経営基盤の強化につながるよう、今後の事業展開に向けた積極的な支援が必要。
- ・ 林業従事者数は長期に渡り減少している一方で、60歳未満の就業者の割合は増加傾向。今後も就業者の確保・育成が必要。
- ・ 滋賀もりづくりアカデミーにおいて新規就業者、既就業者、市町職員の各コースにより人材を育成中。今年度からオーストリア講座を新規開設。



【オーストリアと琵琶湖の形は似ている】



素材生産量の推移



林業従事者の推移

(2) 中長期において住宅需要の減少が予測されるなか、需要創出として、非住宅分野における木材利用の促進と木育の取組を実施。

- ・ 非住宅分野の人材育成として、木造建築セミナーにより人材を育成(R3～)。国の「地域における非住宅木造建築物整備推進事業」による推進団体の設立支援(R4～)。



水口中央公民館



木造建築セミナー(滋賀県林業会館)

- ・ 令和5年3月に県の木育指針を策定。令和6年度に木育拠点施設を整備し、更なる木育の取組を推進。



木育拠点施設イメージパース



木育指導者の育成

担当：琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課 TEL：077-528-3915



自然再生事業等に対する財政上の措置

➤ 国民的資産である琵琶湖をはじめとする本県の豊かな自然環境を未来に引き継ぐ

【提案・要望先】環境省

1. 提案・要望内容

自然環境整備交付金による支援の拡充

- 伊吹山や早崎内湖、ヨシ群落の保全・再生や自然公園の魅力向上に向けた財政支援
【伊吹山自然再生・早崎内湖再生事業・ヨシ群落再生事業・自然公園施設整備事業】

2. 提案・要望の理由

- 本県最高峰で百名山の一つである伊吹山においては、ニホンジカの食害等により主要登山道のある南側斜面で裸地化が進行するとともに、降雨の影響も加わり土壌浸食が深刻化し、登山道を通行止めしているほか、山麓では令和6年7月に土砂災害が3回発生。このため、県と米原市の連携の下、自然再生事業（植生復元事業）を着実に推進していくことが必要。
- 本県では、内湖干拓や琵琶湖総合開発などにより、結果的に琵琶湖の生態系（特に水陸移行帯）に大きな影響を与えてしまった反省に立ち、内湖再生のモデル事業として早崎内湖再生事業を実施するとともに、水鳥や在来魚の生育生息場所であり、湖国の原風景を形成するヨシ群落の再生事業を実施。
- 伊吹山や早崎内湖のような大規模な自然再生事業については、事業効果をモニタリングし、必要な場合には工法等の見直しも行う順応的管理手法を適用することから事業実施に長期間を要するため、継続的な支援が必要。
- 伊吹山や早崎内湖、ヨシ群落の再生事業は、琵琶湖保全再生法や自然再生推進法の趣旨に沿うもの。
- 自然公園施設は、多くの人々が憩う場であるとともに、本県の豊かな自然環境の魅力を発信する場でもあり、価値ある地域資源。よって、民間連携等による魅力向上や安全・快適な利用の確保を図ることが重要であり、そのために施設の再整備や改修等をしっかり進めていくことが必要。

3 本県の取組状況と課題

- (1) 伊吹山の自然再生---主要登山道がある南側斜面について、県と米原市が連携し、中長期的に植生復元と浸食防止のための対策を講じていく。

令和6年度は実施設計を行っており、令和7年度から工事を実施する予定。



- (2) 早崎内湖再生事業---平成13年度から試験湛水を開始した結果、極めて良好な生物生息環境が再生されてきた。恒久的な内湖化を図るため、平成25年度に用地(20ha)を取得。平成29年度からは内湖の北側(10ha)から内湖化整備を開始し、順応的管理で環境整備を実施中。今後、出来るだけ早期の完成を目指し、工程を再検討するが、内湖化工事に多額の費用(5.5億円程度)が必要。

図 現在の状況



北区

<北区 整備方針>
なるべく自然の状態を維持できるよう人の手を加えず、魚介類等の産卵、生育の場となるよう「自然環境を保全する場」として再生



南区

<南区 整備方針>
人々が憩いの場や環境学習の場、湿地を体験できる場等として内湖を利用し、「人々と内湖との関係を再構築する場」として再生

- (3) ヨシ群落再生事業---琵琶湖の生態系保全に重要な役割を果たすヨシ群落が衰退した地域等において、自然の復元力を活かしたヨシ群落の再生の取組を進めている。令和元年度から令和8年度の計画で、長浜地区で消波工等を整備中。



- (4) 自然公園施設整備事業---公園施設や自然歩道について、民間連携等による魅力向上や安全・快適な利用の確保を図るため、再整備や施設改修を進めていく。

令和7年度は、琵琶湖岸にある新旭浜園地(高島市)の再整備等を実施する予定。



<自然環境整備交付金 交付実績・要望額>

(千円)

事業	R3 補正+R4 実績額	R4 補正+R5 実績額	R5 補正+R6 交付決定額	R7 要望額(予定)
伊吹山再生	-	-	18,675	31,500
早崎内湖再生	6,523	58,759	20,000	47,700
ヨシ群落再生	2,976	4,950	-	9,000
自然公園施設整備	32,826	11,778	-	53,100
計	42,325	75,487	38,675	141,300

担当 (2) (3) 琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水質・生態系係 TEL 077-528-3463
(1) (4) 自然環境保全課自然公園・企画係 TEL 077-528-3481



侵略的外来水生植物対策

- 特定外来生物であるオオバナミズキンバイ等が各地に広がりつつある中、全国のモデルとして防除対策を進め、国民的資産である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を保全する

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

財政支援の継続・充実

- 特定外来生物防除事業（交付金）による支援の継続・充実

2. 提案・要望の理由

- 外来生物法（令和4年5月改正）では、既に定着した特定外来生物の防除は都道府県の責務とされ、国はそれを支援。
- 令和5年度に、従来の交付金事業が拡充されるとともに、特定外来生物の防除対策事業が特別交付税措置の対象となったが、本県の侵略的外来水生植物の繁茂面積は増加しており、支援の継続・充実が必要。
- 琵琶湖保全再生法では、国は、国民的資産である琵琶湖の保全再生に係る事業実施に要する費用について必要な財政上の措置を講じることが明記。
- 県では、琵琶湖生態系や航行障害、漁業への影響だけでなく淀川流域への被害拡大防止対策として事業を実施しており、国民的資産である琵琶湖の保全再生を進めるために、引き続き国と県が連携して対応することが必要。
- オオバナミズキンバイ等は全国各地で広がっていることから、低密度状態を維持するためのモデルとして琵琶湖での対策を継続し、そのノウハウを各地に還元し、対策実施に活かしていくことが効果的。

(本県の取組状況と課題)

現状

オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウが湖辺域だけでなく農地にも侵入



繁茂するオオバナミズキンバイ



石積み護岸に深く根を下ろす
ナガエツルノゲイトウ



水田に侵入し除草剤が効きにくい
ナガエツルノゲイトウ

対策

巡回・監視・駆除の基本的対策に加え、遮光シートや「淀川方式」を実施



巡回・監視・駆除



機械による駆除



石積み護岸での遮光シート
の敷設

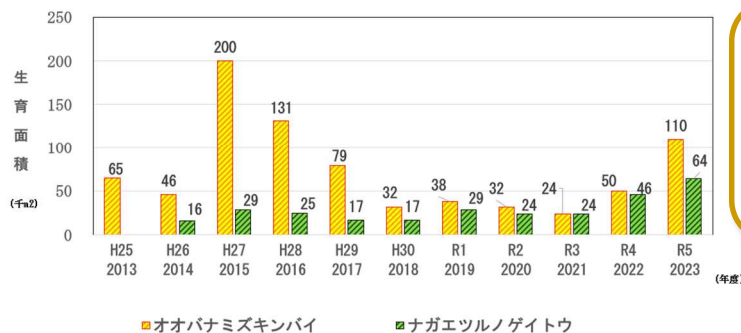


新たな技術「淀川方式」
の試行

生育面積・対策予算の推移

令和5年度末の残存面積は全体で17万4千㎡となったが、他の水域への分散リスクの高い箇所での増加は一定抑制

外来水生植物の年度末残存面積



分散リスク 高 → 1万7千㎡
(琵琶湖の水際、港湾、樋門、河川、水路)

分散リスク 低 → 15万7千㎡
(内湖、ため池、ヨシ植栽地、石積み護岸)

総額 25億円を投入

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
事業費	63,903	46,000	354,682	355,982	314,537	278,347	222,000	230,160	178,659	225,700	190,600	2,460,570
内訳〔県〕	52,903	35,000	333,474	335,982	290,767	245,472	194,200	200,550	151,161	168,211	155,917	2,163,637
〔国〕	11,000	11,000	21,208	20,000	23,770	32,875	27,800	29,610	27,498	57,489	34,683	296,933

今後の課題

国民的資産である琵琶湖での低密度状態の維持 → 全国各地にノウハウ還元

オオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウの
防除の手引き

～琵琶湖および周辺地域での対策事例から～

2024年3月

琵琶湖外来水生植物対策協議会



○ これまでの対策業務の知見や具体的防除手法等を手引きとして取りまとめて公開 (令和6年3月)

○ 今後、分散リスクを考慮し、メリハリをつけた効果的な対策を実施。琵琶湖での低密度状態を維持するためのノウハウを蓄積し、全国各地の対策に還元

担当：琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室
TEL：077-528-3483



野生鳥獣対策への支援の充実等

- 野生鳥獣の適正な保護・管理により、農林水産業被害および生活環境被害の低減を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を目指す。

【提案・要望先】農林水産省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の充実

- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の有害鳥獣への対策について、十分な予算を確保し、支援を充実すること。

(2) 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の充実

- クマ類対策に必要な予算を確保し、地域の実情に応じた支援をすること。
- ニホンジカの捕獲困難地での対策に係る支援を充実すること。

(3) カワウの試行的捕獲に係る国事業の継続

- 住宅隣接地における銃器捕獲技術の確立のため、国事業を継続すること。

2. 提案・要望の理由

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の充実

- 交付金の内示額が要望を下回る状況（推進事業の R6 内示の割合：7 割）が続いていることから、切れ目のない通年の捕獲を維持するとともに、被害防除を適切に実施するためには、補正予算措置も含む安定した予算の確保と支援の充実が必要。

(2) 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の充実

- ツキノワグマによる被害が顕著でない地域においても、生息状況調査等に基づく適切な保護・管理を行うことが重要であるため、実情に応じた支援が必要。
- 伊吹山等の高標高域に滞留するニホンジカの調査や効果的な捕獲手法の実証等の効果を最大化するため、支援の充実が必要。

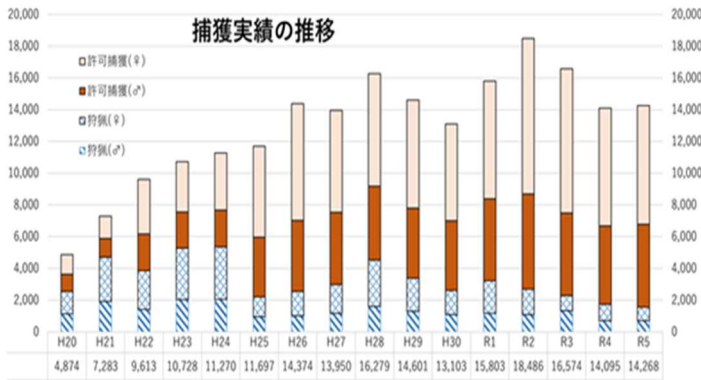
(3) カワウの試行的捕獲に係る国事業の継続

- 今年度作成予定の「集落近辺における銃器捕獲安全管理マニュアル」を精査・検証し、住宅隣接地における銃器捕獲技術を確立するため、安曇川（高島市）の大規模繁殖地で実施している国事業の継続が必要。

(本県の取組状況と課題)

【ニホンジカ】

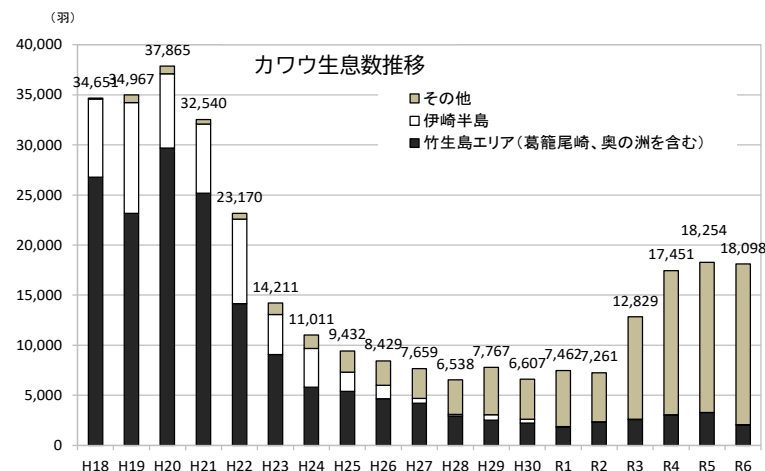
- ・ 交付金を活用した捕獲により、中山間地域での生息数および農作物被害額は、何とか横ばい傾向。
- ・ 伊吹山等の高標高域では、植生への食害により土壌流出等が問題化しているが、捕獲は困難。



伊吹山山頂付近での群れの滞留状況

【カワウ】

- ・ 繁殖地が琵琶湖(竹生島)やその周辺から内陸部への分散しつつあり、生息数は増加傾向。
- ・ 国事業(施行委任)により、内陸部の住宅地に隣接した営巣地でモデル的な銃器捕獲を実施。



安曇川でのアユの捕食状況



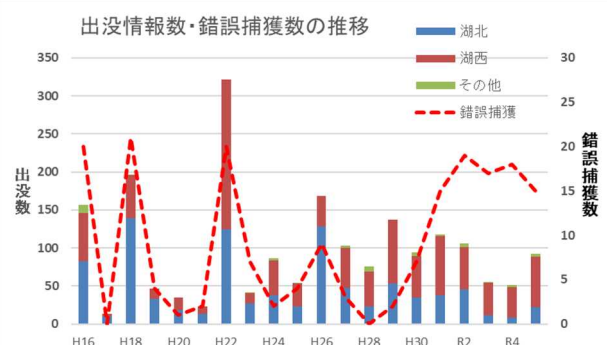
主な有害鳥獣捕獲に係る事業費の実績推移

(千円)

事業名		R1	R2	R3	R4	R5	R6(内示)
国費	鳥獣被害防止総合対策交付金(推進事業)	145,459	134,749	129,286	132,697	119,641	96,164
	(内) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	93,324	91,484	95,059	99,819	94,070	67,329
	指定管理鳥獣捕獲等事業(施行委任含まず)	23,459	13,672	18,000	19,945	18,091	16,779
国費計		168,918	148,421	147,286	152,642	137,732	112,943
県費	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	115,288	114,501	115,076	125,225	113,839	113,368
	ニホンザル個体数調整推進事業	5,640	9,345	12,062	12,196	7,631	12,000
	カワウ対策事業	4,583	4,402	4,750	5,013	4,631	5,150
県費計		125,511	128,248	131,888	142,434	126,101	130,518

【ツキノワグマ】

- ・ 主に湖北地域(米原市、長浜市)および湖西地域(高島市、大津市)に生息し、それぞれに異なる地域個体群が分布。生息状況調査の結果を用いた個体数推定では、生息数(約300頭)は横ばい。
- ・ 出没数の極端な増加は見られないものの、分布は拡大傾向。錯誤捕獲数は令和元年度以降増加。
- ・ 学習放獣等により人の生活圏への侵入を防ぐとともに、豊凶調査結果を基にした出没予測の周知により人身被害等の未然防止が必要。



担当：琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室

TEL：077-528-3489

農政水産部みらいの農業振興課みどりの食料戦略室

TEL：077-528-3842



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

